

「耐震診断」において、留意していただきたい事項として

「委員会申込図書作成の手引き<耐震診断判定申込編>」に記載されている「(別記4) 耐震診断に当たっての留意事項」を令和元年年8月1日に一部改正しました。

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
建築物耐震診断等評価委員会

●改正した事項は、つぎの【改正した項目】のとおりですので、「委員会申込図書作成の手引き<耐震診断判定申込編>」を確認し、今後当委員会に判定の申込をされる対象建築物の耐震診断に反映してください。

<凡例>・・・「変更」：変更した内容

【改正した項目】

「委員会申込図書作成の手引き<耐震診断判定申込編>」に記載されている内容について次の項目について改正しました。

1) (別記4) 耐震診断に当たっての留意事項

a) §2 現地調査の概要

- ・コンクリートコアの採取（径100mm未満のコアの取扱い）について内容を改正・・・「変更」
試験片の採取本数等を変更しました。

b) §3 耐震診断の概要

- ・診断方法～「鋼材強度」を「鉄筋および鉄骨の材料強度（降伏点）の設定」に変更し内容を改正・・・「変更」
設計図書がない場合や設計図書に鉄筋の仕様が記されていない場合の材料強度の設定の取扱い等を改正しました。